

浜田市職員措置請求に関する監査結果

(「石見神楽伝承方法提案業務委託」及び「石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託」に関する件)

第 1 請求の受付

1 請求人

住所 省略

氏名 省略

2 請求の内容

請求人提出の浜田市職員措置請求書の請求の要旨は次のとおりであり、事実証明書は省略する。

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象となる財務会計上の行為

(ア) 令和 6 年度「石見神楽伝承方法提案業務委託」に係る公金の支出（契約金額：5,813,000 円以内）。

(イ) 令和 7 年度「石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託」に係る契約の締結及び公金の支出（予算額：9,646,000 円）。

イ 請求の理由

浜田市長（以下、「市長」という）及び教育委員会関係職員による上記の契約締結及び公金の支出は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という）第 21 条、地方自治法第 2 条第 14 項、同法第 232 条の 2 及び契約規則、文化財保護法、及び「日本遺産（Japan Heritage）」認定・評価実施要項に明白に違反する「違法」かつ「不当」な行為である。

① 地教行法第 21 条違反（職権の逸脱及び教育予算の目的外使用）

地教行法第 21 条は教育委員会の職務権限を「文化財の保護」や「教育機関の設置」等に厳格に限定している。しかし、令和 6 年度業務委託において、神楽文化伝承室は「ブランディング、マネタイズ（収益化、商品開発）」や「人を呼び込むための仕掛け」について検討・提案するよう具体的かつ明

示的に指示を行っている。本来、観光交流課等が所管すべき営利目的の産業政策・商品開発を、教育予算を用いて執行することは、地教行法違反（越権行為）であり、当該公金支出は違法である。

② 地方自治法第 232 条の 2 違反（予算の目的外支出）および契約の履行違反

令和 6 年度業務委託が「伝統芸能の保存・伝承」を目的としているにも関わらず、その成果物は仕様書に記載のない「マネタイズ（収益化）」や「NFT 販売等の観光誘客」が主要な内容となっている。よって、本業務委託に対する支出は地方自治法第 232 条の 2（寄附又は補助の制限）が求める「公益上の必要性」及び「予算の目的外使用の禁止」に違反する違法な支出である。

また、公募型プロポーザルで示された仕様とは異なる業務を契約後に裏口から指示・強要することは、契約の公正性を著しく害するものであり、地方自治法が求める契約の適正な履行に反する。

③ 地方自治法第 2 条第 14 項違反（二重行政による経済合理性の欠如）

既に観光交流課が「日本遺産石見神楽保存・継承支援事業補助金」等により石見神楽団体に支援を行っているにも関わらず、教育委員会が予算を投じることが、典型的な「二重行政（二重投資）」であり、同法第 2 条第 14 項に違反する無駄な支出である。

④ 地方自治法第 2 条第 14 項違反（民間活力の無視と過大投資）

最少経費で最大効果を上げている益田市の成功事例を調査検証することなく 10 億円規模の公設拠点を建設しようとする本市の方針は、経済合理性を著しく欠いており、不当である。

⑤ 行政決定プロセスの瑕疵（公文書不存在による恣意性の立証）

令和 6 年度末の専門委員会提言書では、「建物ありきではない」とする修正が行われたにも関わらず、公的な検証プロセ

スを経ることなく、令和7年度に「拠点基本構想策定（施設建設）」を進めようとしている契約は、行政の裁量権を逸脱・濫用する違法なものである。

⑥ 文化財保護法違反（大元神楽無視による責務放棄）

現存する国の重要無形文化財で、かつユネスコ世界遺産への登録推薦を受ける「大元神楽」の保護を怠る一方で、法的根拠のない興行施設の建設検討に教育予算を充てることは、法の趣旨に対する重大な背信行為（不作為の違法）である。

⑦ 「日本遺産（Japan Heritage）」認定・評価実施要項違反

「石見神楽を創り出したまち浜田」の定義は、日本遺産認定を受けた大元神楽をルーツとし、多様性を認める内容のストーリーとは異なっている。これは、同要項第15条等に基づく「認定取消し」のリスクを招く行為であり、認定が取り消されれば本件支出（拠点整備費等）はすべて無駄になるため、将来にわたる損害を確定させる不当な行為である。

ウ 損害の推定

（ア） 既支出金及び支出予定額：金 15,459,000 円（令和6・7年度委託料合計）

（イ） 将来的な損害：本計画に基づき建設された場合の建設費（約10億円規模）及び維持管理費、並びに日本遺産認定取消しによる観光損失。

エ 措置の請求

（ア） 令和6年度業務委託費の返還請求

地教行法違反（所管外業務）及び委員会提言との矛盾（契約不履行）に基づき、受託者への返還請求等の措置を講じること。

（イ） 令和7年度業務委託契約の差止め

検証プロセス（公文書）が欠落し、かつ違法な二重行政に基づく契約であるため、公金の支出を差し止めること。

（ウ） 抜本的見直しの勧告

教育委員会は所管外の産業振興から撤退し、本来の大元神楽を中心とした神楽文化の保存伝承を行うこと。観光振興や産業振興等の教育委員会の所管外業務は、浜田市が「一般社団法人カグラボ（益田市）」の事例に倣い、既存施設と

民間活力を活用した経済合理性のある手法へ転換し再検討するよう勧告すること。

3 請求書の受理

本件請求は、令和 8 年 1 月 27 日に提起され、令和 8 年 2 月 5 日付けで受理した。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を満たしているか否かについて検討した。

(1) 住民監査請求の対象及び請求できる措置の要件

法第 242 条に規定する住民監査請求における監査対象は、同条第 1 項において、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき」に限定されている。

また、その住民監査請求により求めることができる措置は、法第 242 条第 1 項において、「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと」と規定されている。

なお、住民監査請求を前置要件とする住民訴訟について、「法第 242 条の 2 に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は法第 242 条第 1 項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」（平成 2 年 4 月 12 日最高裁判所判決）とする判例があることから、住民監査請求の対象も財務会計上の行為に限られると解される。

(2) 要件に該当するかどうかの審査

ア 請求人の請求の理由①から③については、令和6年度業務委託に係る公金の支出又は令和7年度業務委託に係る契約の締結及び公金の支出を対象としており、法第242条第1項に規定する、違法若しくは不当な公金の支出若しくは契約の締結を対象とし、所定の要件を満たしているため監査を実施する。

イ 請求人の請求の理由④から⑦については、令和8年3月浜田市議会定例会において、石見神楽保存・伝承拠点の検討に関する今後の取組についての一般質問に対し、市長は、「石見神楽保存・伝承拠点の必要性につきましては、今後、様々なご意見を伺う中で、状況を踏まえながら検討することとしておりますが、現時点では具体的なスケジュールは未定です。今月中に、委託事業者から石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）が提出される予定ですので、その後、広く市民の皆さんからご意見を伺い、来年度においては市としての方針を整理したいと考えております。」と答弁をしておられ、現在はまだ施設建設についての方針が決定していない。また、文化財保護法及び日本遺産認定・評価実施要項については令和6年度及び7年度の業務委託との関係は認められないことから、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に対する措置のいずれにも該当しておらず、住民監査請求の対象とはならないため却下とする。

第2 監査の実施

本件請求について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求の内容及び要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を「令和6年度石見神楽伝承方法提案業務委託及び令和7年度石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託に係る支出は、違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結若しくは履行に該当するか否か」とした。

2 監査の期間

令和 8 年 1 月 28 日から令和 8 年 3 月 23 日まで

3 監査の対象部課

教育委員会文化振興課神楽文化伝承室

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 20 日に、請求人による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。陳述には、請求人が出席し、浜田市職員措置請求書に従いその趣旨を述べた。また、同日に追加の証拠の提出があった。なお、関係職員からの弁明聴取に対する反論書(補充書面)が令和 8 年 3 月 10 日に提出された。

5 関係職員による証拠の提出及び陳述

令和 8 年 2 月 20 日に浜田市長(教育委員会文化振興課神楽文化伝承室)から弁明書及び証拠書類の提出があった。

令和 8 年 3 月 6 日に、教育委員会文化振興課神楽文化伝承室長及び神楽文化伝承管理監から弁明聴取した。また、同日に産業経済部観光交流課長及び石見神楽係長から補足説明を受けた。なお、反論書(補充書面)に対する弁明書が令和 8 年 3 月 13 日に提出された。

陳述の要旨は次のとおりである。

- (1) 地教行法第 21 条違反について(職権の逸脱および教育予算の目的外使用)の主張に対する担当課の所見

令和 6 年度に市は、市の誇る伝統芸能である石見神楽の保存・伝承に向けた多くの課題に対応するため、石見神楽伝承内容検討専門委員会(以下、専門委員会)を立ち上げ、石見神楽、神楽団体、神楽関連産業等の保存・伝承に向けて、行政と民間がそれぞれどのような取組を進めるべきかや、行政が行うべき情報発信の内容や方法等について検討していただき、最終的に提言書として提出を受けた。

「石見神楽伝承方法提案業務委託」は、専門委員会の運営支援及び専門委員会からの提言内容を具現化するための仕組みや方法等の提案を受けることを目的として行ったも

のである。

請求人の指摘する「ブランディング、マネタイズ（収益化、商品開発）」や「人を呼び込むための仕掛け（情報発信など）」については、あくまで、それまでの専門委員会の議論の中で出された「保存や維持をしていくためにはお金の問題があり、色々な事業を収益化していくことが必要」や「神楽産業の皆さんが食べていくためには、発信拠点、情報発信が必要」といった意見を受け、事業者に事例紹介を求めたものである。この意見についても、目的である石見神楽の保存伝承をするための手段として出されたものである。

(2) 法第 232 条の 2 違反について（予算の目的外支出）の主張に対する担当課の所見

令和 6 年 6 月 18 日付けで締結した「石見神楽伝承方法提案業務委託契約書」の仕様書に、「マネタイズ（収益化）」や「NFT 販売等の観光誘客」の具体的記載はなく、成果物（コンサルタント報告書）「石見神楽の保存・伝承に向けた具体的方策の提案」において、石見神楽関連産業やものづくり技術の保存・伝承の中で述べているものの、それらを主要な内容として構成しておらず、あくまで石見神楽の保存・伝承のための具体的方策の一つとして掲げたものである。

成果物（コンサルタント報告書）は全 23 ページで構成されており、そのうち「マネタイズ」や「人を呼び込む仕掛け」など観光・産業振興に関するページは、4 ページ程度であり、これらが「主要な内容を構成している」ものではない。

「マネタイズ」や「人を呼び込む仕掛け」については、「石見神楽の保存・伝承に必要な取組み」の一つとして報告されており、仕様書の業務内容「石見神楽伝承方法の提案」と合致しており、乖離していない。

本委託業務の成果物は、石見神楽の保存・伝承のための具体的方策を整理されたものであり、当初の予算目的と異なるものではなく適法である。

また、公募型プロポーザルで示した仕様書において、「5業務内容」の「(1) 他自治体における伝統芸能の保存・伝承に係る取組や情報発信方法等の調査・分析」を指示しており、この仕様書の項目に基づき、石見神楽の保存・伝承に関連する取組みとして具体的な調査を依頼したものである。

契約後に裏口から指示・強要したものではなく、業務委託契約仕様書の範囲内で適正に行われたものであり、契約の公平性を著しく害するものではない。

(3) 法第2条第14項違反について（二重行政による経済合理性の欠如）の主張に対する担当課の所見

報告書の「マネタイズ」に関する内容や石見神楽の「拠点整備」については、「文化財の保護（石見神楽の保存・伝承）」を目的としており、産業部局の産業振興とは重複していない。(2)-①にも記載しているとおり、「石見神楽伝承方法提案業務委託」については、専門委員会の運営支援及び専門委員会からの提言内容を具現化するための仕組みや方法等の提案を受けることを目的として行ったものである。

請求人の指摘する「マネタイズ」や「拠点整備」等についても、あくまでも専門委員会の中で、石見神楽を保存・伝承するための手段として出された意見である。

なお、この段階は、石見神楽の保存伝承に向けて行うべきことを整理する段階であり、実際にそれを市が施策として実施する際には、教育委員会と市長部局でそれぞれの役割に基づき、業務を分担する必要がある。

第3 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- 2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- 3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- 5 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 6 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- 7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 10 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 11 学校給食に関する事。
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 13 スポーツに関する事。
- 14 文化財の保護に関する事。
- 15 ユネスコ活動に関する事。
- 16 教育に関する法人に関する事。
- 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。

19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

イ 地方自治法

(地方公共団体の法人格及び事務)

第2条 略

2～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15～17 略

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

ウ 浜田市行政組織規則

(課、室及び係の分掌事務)

第4条 課、室及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

市長公室～観光交流課 観光企画係 略

- (1) 石見神楽係
- (2) 石見神楽の振興に関すること。
- (3) 伝統芸能の振興に関すること。
- (4) 石見神楽の関係団体に関すること。
- (5) 広域観光連携に関すること。

エ 浜田市教育委員会事務局組織規則

(事務局の分掌事務)

第4条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課～文化振興課 略

神楽文化伝承室

神楽文化伝承係

- (1) 石見神楽文化の伝承に関すること。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次の事実を認定した。

ア 令和6年度「石見神楽伝承方法提案業務委託」について

(ア) 教育委員会文化振興課神楽文化伝承室は、石見神楽の

保存・伝承に向けた課題に対応するため、石見神楽伝承内容検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を立ち上げ、石見神楽、神楽団体、神楽関連産業等の保存・伝承に向けて、行政と民間がそれぞれどのような取組を進めるべきかや、行政が行うべき情報発信の内容や方法等について検討してもらい、提言書として市に提出するにあたっての、専門委員会の運営支援及び専門委員会からの提言内容を具現化するための仕組みや方法等を提案することを目的として、令和 6 年度に石見神楽伝承方法提案業務委託を行っている。

- (イ) 令和 6 年度石見神楽伝承方法提案業務委託業務内容は、
(1)基礎的な資料の収集及び整理分析 (2)専門委員会の運営支援 (3)石見神楽伝承方法の提案 (4)報告書の取りまとめ (5)打ち合わせ協議 となっている。
- (ウ) 令和 6 年 5 月 24 日に開催された第 1 回専門委員会において、委員から「保存や維持をしていくためにはお金の問題があります。いろいろな事業をされていますけれども、それをマネタイズ（収益化）することが必要と思います。」との意見が出されている。
- (エ) 令和 6 年 8 月 29 日に教育委員会文化振興課神楽文化伝承室職員から委託事業者に対し、他地域での事例説明をしていただくようにメールで依頼がされている。そのメールの中で、想定される他地域の事例として、拠点施設、後継者育成、新たな団体、ブランディング・マネタイズ、人を呼び込むための仕掛けの 5 つが挙げられている。
- (オ) 令和 6 年 9 月 26 日付け「石見神楽の保存・伝承方法の検討に向けた他地域の取組事例について」の中で、「石見神楽伝承内容検討専門委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、『伝統芸能・文化としての原点や特長を大切にしているもの』『地域住民の誇りやアイデンティティの形成につながっているもの』『今後の継承・発展に向けた広がり期待できるもの』という観点から、参考となり得る事例・取組について調査を行いました。」との記述があり、6 つの事例が紹介されている。そのうちのひとつが、「マネ

サイズ、ブランディング」である。

- (カ) 石見神楽伝承内容検討専門委員会では、石見神楽の保存・伝承に向けた現状と課題の整理や取組の方向性について検討を行い、令和6年11月29日付けで浜田市長及び浜田市教育委員会教育長に「石見神楽の保存・伝承に関する提言書」を提出している。その中で、石見神楽の保存・伝承に向けて重点的に取り組むべき5項目が提言されており、その中の1項目が「石見神楽関連産業、ものづくり技術の保存・継承について」である。その内容は「石見神楽関連産業やものづくり技術の保存・継承のために、行政による伝統工芸品や技術の保護が必要である。また、石見神楽関連産業の維持・発展に向けた取組を検討する必要がある。」というものである。そして、取組の方向性として、①石見神楽関連産業の伝統工芸品やものづくり技術の保護と、②石見神楽関連産業の維持・発展が掲げられている。

(3) 監査委員の判断

ア 地教行法第21条違反について

まず、教育委員会の職務権限について検討する。教育委員会は、普通地方公共団体に置かなければならない委員会である（法第180条の5）。この職務権限は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することとされている（法第180条の8）。そして、「別に法律の定めるところ」の「法律」とは地教行法、学校法、教育公務員特例法、教育職員免許法、社会教育法、文化財保護法をはじめその他関係法律を指している。地教行法は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、当該教育委員会及び地方公共団体の長が管理執行するものを掲げており、文化財の保護に関することは、地方公共団体が処理する教育に関する事務で、教育委員会が管理執行するものとして規定されている（地教行法第21条）。

次に、石見神楽は文化財（文化財保護法第 2 条）であることを前提として検討する。請求人が違法な公金の支出と主張する委託契約は、石見神楽伝承方法提案業務である。本業務の目的は、石見神楽の保存・伝承に向けた課題に対応するために立ち上げた、専門委員会の運営支援及び専門委員会からの提言内容を具体化するための仕組みや方法等を提案することとされている。専門委員会において委員から「(石見神楽を)保存や維持をしていくためにはお金の問題があります。いろいろな事業をされていますけれども、それをマネタイズ（収益化）することが必要と思います。」と発言があり、この発言を受けて、教育委員会は委託業者にマネタイズ（収益化）の事例紹介を求めている。マネタイズ（収益化）の事例紹介は、石見神楽を保存・維持していくための仕組みや方法等の提案のひとつであり、文化財の保護に関することに該当することは明らかであることから、教育委員会の職務権限を逸脱したものではないと考えることが妥当である。

よって、教育委員会が受託業者にマネタイズ（収益化）の事例紹介を求めていることをもって、違法な支出であるとはいえない。

イ 法第 232 条の 2 違反について

まず、石見神楽伝承方法提案業務に係る公金の支出について検討する。令和 6 年 6 月 18 日に締結された委託契約書第 3 条において、発注者は、委託業務に対する委託料として、金 5,808,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 528,000 円）を受注者に支払うとされており、令和 6 年 7 月 12 日に 1,740,000 円が、令和 7 年 1 月 31 日に 4,068,000 円が支出されている。

請求人は本支出が法第 232 条の 2 違反であると主張している。法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。しかし、石見神楽伝承方法提案業務に係る公金の支出については委託業務に対する委託料の支出であり寄附又は補助には当たらないと考えるべきものである。なお、予算の目的外支出があったとの事実も確認できなかった。

よって、法第 232 条の 2 に違反する違法な支出であるとはい

えない。

ウ 法第 2 条第 14 項違反について

請求人は本支出が法第 2 条第 14 項違反であると主張している。そこで、まず、分掌事務について検討する。浜田市行政組織規則第 4 条において、観光交流課石見神楽係の分掌事務は、石見神楽の振興に関することとされており、また、浜田市教育委員会事務局組織規則第 4 条において、文化振興課神楽文化伝承室の分掌事務は、石見神楽文化の伝承に関することとされている。観光交流課が実施している浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業は、石見神楽による神楽振興を図ることを目的とした事業であり、教育委員会が令和 7 年度に実施した石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務は、石見神楽伝承内容検討専門委員会からの石見神楽の保存・伝承のために、歴史的な石見神楽用具や関係資料などの保存・展示や石見神楽について学ぶことができ、そこに行けば浜田の石見神楽が全てわかる拠点施設の検討が必要であるとの提言を受け、石見神楽保存・伝承拠点基本構想を策定したものである。よって、事業の実施目的は異なっている。

法第 2 条第 14 項において、地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されている。裁判例では、法第 2 条第 14 項の規定は「地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、(中略)、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記各規定の違法性が肯定されると解すべきである。」とされている。(平成 17 年 7 月 27 日大阪高等裁判所判決)

これを本件についてみると、観光交流課石見神楽係の事業は石見神楽による神楽振興を図ることを目的とした事業であり、浜田市教育委員会文化振興課神楽文化伝承室の事業は石見神楽の保存・伝承であり、それぞれ異なった事業であるため、地方公共団体の長の広範な裁量権の範囲内であると考えべき

であり、また、他市の成功例を調査検証することなく浜田市が他市と異なる取組を行ったとしても地方公共団体の長の広範な裁量権の範囲内であると考えられるべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められない。よって、令和7年度石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託における支出が、法第2条第14項に違反する違法又は不当な支出であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認められるので、法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。